

総社市市民活動保険のご案内

安全・安心な



地域活動のために！

市民の皆さんの地域活動やボランティア活動などの市民活動を安心して行っていただくため、総社市市民活動保険に加入しました。

保険内容

総社市内の市民活動団体等が公益性のある地域活動やボランティア活動を行っている際に、万一不慮の事故や災害にあった場合に保険金が給付される制度です。

保険料

無料(総社市が負担し、保険会社と契約します。)

保険対象となるもの

総社市内の市民活動団体が行う地域活動やボランティア活動。ただし、活動には団体の会長等第三者の証明が必要です。

保険の対象となる活動要件

以下の要件をすべて満たす活動でないと、保険の対象になりません。

- ① 主に総社市民で構成されており、活動の拠点が総社市内にあること。
- ② 広く公共の利益を目的とした自主的、自発的に行う継続的でかつ計画的な活動であること。
- ③ 無報酬で行っている活動であること。
- ④ 日本国内における活動であること。
- ⑤ 自助的・趣味的な活動や懇親を目的とした活動でないこと。
- ⑥ 政治・宗教または営利を目的とした活動でないこと。
- ⑦ 職場などで行事として行う活動でないこと。
- ⑧ 宿泊を伴わない活動であること。
- ⑨ 危険度の高い活動でないこと。

保険期間

毎年4月1日から3月31日まで(毎年度更新)

補償内容

① 賠償責任保険

活動中に市民活動団体等の指導者や活動者が過失により、他人や第三者の身体または財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合。

区 分	賠償の内容	支払限度額
身体賠償	他人の身体に損害を与えたとき。	1名につき1億円まで 1事故につき5億円まで <small>(生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 5億円限度)</small>
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき。	1事故につき1千万円まで <small>(生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 1千万円限度)</small>
保管物賠償	他人からの管理物に損害を与えたとき。	1事故につき300万円まで <small>(保険期間中限度額 300万円)</small>

- ★ 免責金額(自己負担額)1万円を超える部分について支払われます。
- ★ 保管物賠償は、現金・証券・宝石・美術品等は対象になりません。

② 傷害保険

活動中に市民活動団体等の指導者や活動者が急激かつ偶然な外来の事故により、死亡または負傷した場合。

区 分	保険金の内容	支払金額
死亡保険金	傷害事故が直接の原因で、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1名 500万円
後遺障害保険金	傷害事故が直接の原因で、事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき。	後遺障害の程度により 15万円～500万円
入院保険金	傷害事故が直接の原因で、入院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内を限度とします。)	入院1日につき 3,000円
通院保険金	傷害事故が直接の原因で、通院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内の通院で90日以内を限度とします。)	通院1日につき 2,000円

- ★ 日射や熱射による熱中症等も対象になります。

事故発生時の手続き

① 事故の記録

万一事故が起きてしまった場合、後で事故を証明できるように事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、現場の写真など事故の内容を記録してください。

※損害賠償において当事者間で示談を行う場合、必ず事前に市に相談してください。

※活動中の事故であることの証明のために、**団体規約・事業計画書・参加者名簿**などを提出していただきますので日頃から準備してください。



② 事故の通報・連絡

事故発生後、市民活動団体等の責任者等は、できるだけ速やかに人権・まちづくり課へご連絡ください。その後の手続きについてお伝えします。



③ 事故報告書の提出

事故後30日以内に、「**事故報告書**」と活動中の事故であることを証明する書類を市役所人権・まちづくり課へ提出してください。事故の保険制度適用の可否の審査を行い、適用される場合は、保険会社に審査結果とともに事故報告書を送付します。また、判定の可否に関わらず、事故報告者に「**事故審査回答書**」を送付します。

※書類の提出が30日を過ぎると対象となくなる場合がありますのでご注意ください。



④ 保険金請求書の提出

保険制度が適用となった場合は、保険会社から「**保険金請求書**」が送付されます。訴訟・示談など賠償責任が法律的に確定した日、または全ての治療が完了した日(事故の発生した日から180日目を超えた場合は超えた日)を含めて30日以内に「**保険金請求書**」を保険会社に提出していただきます。保険会社により請求内容についての確認・調査等審査が行われ、審査後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。審査の結果、不適用となる場合もあります。

＜対象となる活動具体例＞

次のような活動が対象になります。また、その活動を実施するための役員会や実行委員会も対象になります。（往復途上の事故等は対象になりませんのでご注意ください。）

① 地域活動(コミュニティ, 自治会, 町内会活動)

- 地域清掃活動 ○地域防犯・防災・防火活動 ○交通安全運動
- 地域緑化運動 ○街並み・建物保全活動 ○地域おこし など。

※スタッフ同士の懇親会や親睦旅行, 町内運動会や祭りの参加者は対象となりません。ただし, 町内運動会や祭りの参加者でも運営側の瑕疵によるものであれば, 対象となる場合があります。

② 防犯活動

- 非行防止及び青少年健全育成活動
- 防犯対策の啓発活動 ○夜警活動 など。

③ 防火・防災活動

- 防火・防災意識の普及・啓発活動
- 防火・防災の訓練活動 など。

④ 交通安全活動

- 交通安全啓発活動
- 交通安全運動活動 など。

⑤ 環境保全活動

- 清掃活動(河川・溝等クリーン活動等)
- ゴミの減量化
- リサイクル推進活動 など。

⑥ 社会福祉活動・保健医療活動

- 社会福祉施設援護活動(レクリエーション・行事等運営の支援等)
- 高齢者・障がい者に対する援護活動(家庭訪問, 生活介助, 手話通訳等) など。

⑦ 教育・文化・スポーツ活動

○児童生徒への学習活動の指導及び支援活動(学校支援ボランティア, 非行防止, 文化活動の指導・普及, 各種スポーツ指導) など。

※指導者やスタッフなどが対象になり, 競技者や受講生などは対象になりません。

また, 山岳登山・ハングライダー操縦などの危険度の高いスポーツは対象となりません。

⑧ 国際交流・協力に関する活動

- 留学生・帰国者・外国人との交流・支援 ○通訳ボランティア など。

⑨ その他

○災害時の救援(被災者支援活動, 救援物資の提供など。)

※避難所での炊き出し, 連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象になりますが, 災害現場での救援活動などは危険度が高いため対象になりません。

＜対象とならない活動具体例＞

- ① スポーツ, レクリエーション, 祭り等の参加者の事故
※スポーツ大会での指導者(監督・審判等)やレクリエーションの講師の事故, 祭りの運営をする人の事故は対象になりますが, 参加者の事故は対象外です。
- ② 指導者等の故意による事故
- ③ 戦争, 社会的騒じょう等による事故
- ④ 地震, 噴火, 津波等の自然災害によるもの
- ⑤ 細菌性食中毒(ただし, 参加者に対する賠償責任保険は対象になります。)
- ⑥ 指導者等の無資格運転や酒気帯び運転等による事故
- ⑦ 他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- ⑧ 職務遂行中や職業に従事しているときの事故
- ⑨ 学校管理下の事故
- ⑩ 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動時の事故
- ⑪ 政治, 宗教若しくは営利を目的とするもの
- ⑫ 総社市外で行なわれるボランティア活動
- ⑬ 山岳救助, 海難救助など危険なボランティア活動
※高所作業・・・高さが建物3階以上についてのボランティア活動
※野焼き, 山焼き
- ⑭ 自動車又は原動付自転車を運転している間に生じた損害賠償事故
- ⑮ 加入団体内の損害賠償事故(ただし, 傷害保険は対象となります。)
- ⑯ 危険な機器等を用いるボランティア活動
※チェーンソー(自らの意思で止めることが困難なもの), 重機等を使用する活動
※銃器を使用する害獣駆除
- ⑰ 脳疾患, 疾病又は心神喪失によるもの(熱中症は除く)
- ⑱ 活動へ参加する往復途上の事故

※保険の対象の範囲は保険約款に定められたものとなります。

詳細を確認したい場合は, 下記までお尋ねください。

問い合わせ先

総社市中央一丁目1番1号

総社市役所市民生活部人権・まちづくり課

国際・交流推進係

TEL 0866-92-8242

FAX 0866-93-9479

E-mail jinken-machi@city.soja.okayana.jp